

山梨県被災農業者リスクジャーブ資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、融資機関が平成26年2月の雪害により被災し、既に借入れている農業近代化資金の借換を行う農業者に別紙1「資金仕様書」に基づき創設した「被災農業者リスクジャーブ資金」を融通する場合において、利子補給を行う市町村に対し、予算の範囲内で利子補給補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金額等)

第2条 補助金額は市町村が前条の資金に利子補給を行った金額の2分の1以内とし、年1.0%を限度とする。

2 補助の対象とする期間は、前条の資金の利息支払いに係る期間とし、毎年1月1日から12月31日までとする。

(利子補給補助の承認申請)

第3条 第1条の資金に利子補給を行おうとする市町村長は、あらかじめ被災農業者リスクジャーブ資金利子補給補助承認申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

(利子補給補助の承認)

第4条 知事は、前条の被災農業者リスクジャーブ資金利子補給補助承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、被災農業者リスクジャーブ資金利子補給補助承認書（第2号様式）により市町村長に通知する。

(利子補給補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、被災農業者リスクジャーブ資金利子補給補助金交付申請書（第3号様式）を第2条第2項に規定する期間が終了した日の翌月末日までに知事に提出するものとする。

(利子補給補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、被災農業者リスクジャーブ資金に係る利子補給補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、被災農業者リスクジャーブ資金利子補給補助金交付決定及び額の確定通知書（第4号様式）により市町村長に通知するものとする。

(利子補給補助金の交付)

第7条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、毎年度末までに利子補給補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付を受けた市町村長は、補助事業に係る収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行し、平成26年2月27日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。